

第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

原子力災害においては、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、被ばく防護措置を適切かつ迅速に講じなければならない。また、緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態の段階を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階の対応の詳細について検討しておくことが有効である。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

緊急事態の初期対応段階においては、原子力施設の状況に応じて、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。（表1前段）

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合等もあり得ることに留意する。

これらの緊急事態区分の判断基準として、原子力施設の設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。) を設定する。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。

なお、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みの内容は、表2のとおりである。（表2）

2 運用上の介入レベル (OIL)

全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。（図1及び表1後段）

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル (Operational Intervention Level。以下「OIL」という。) を設定する。（表3）

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1／2）抜粋

注) 本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ 外（概ね 30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供 ・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
法災原態を用採該當したる場合を除く）10条の通報すべき緊急事態	施設敷地緊急事態	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・地方公共団体に敷地緊急事態要避難者の避難受入れを要請 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
去災原態を用採15条の原子力緊急事態宣言の基準	全面緊急事態	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
		国	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請

（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和4年4月6日）

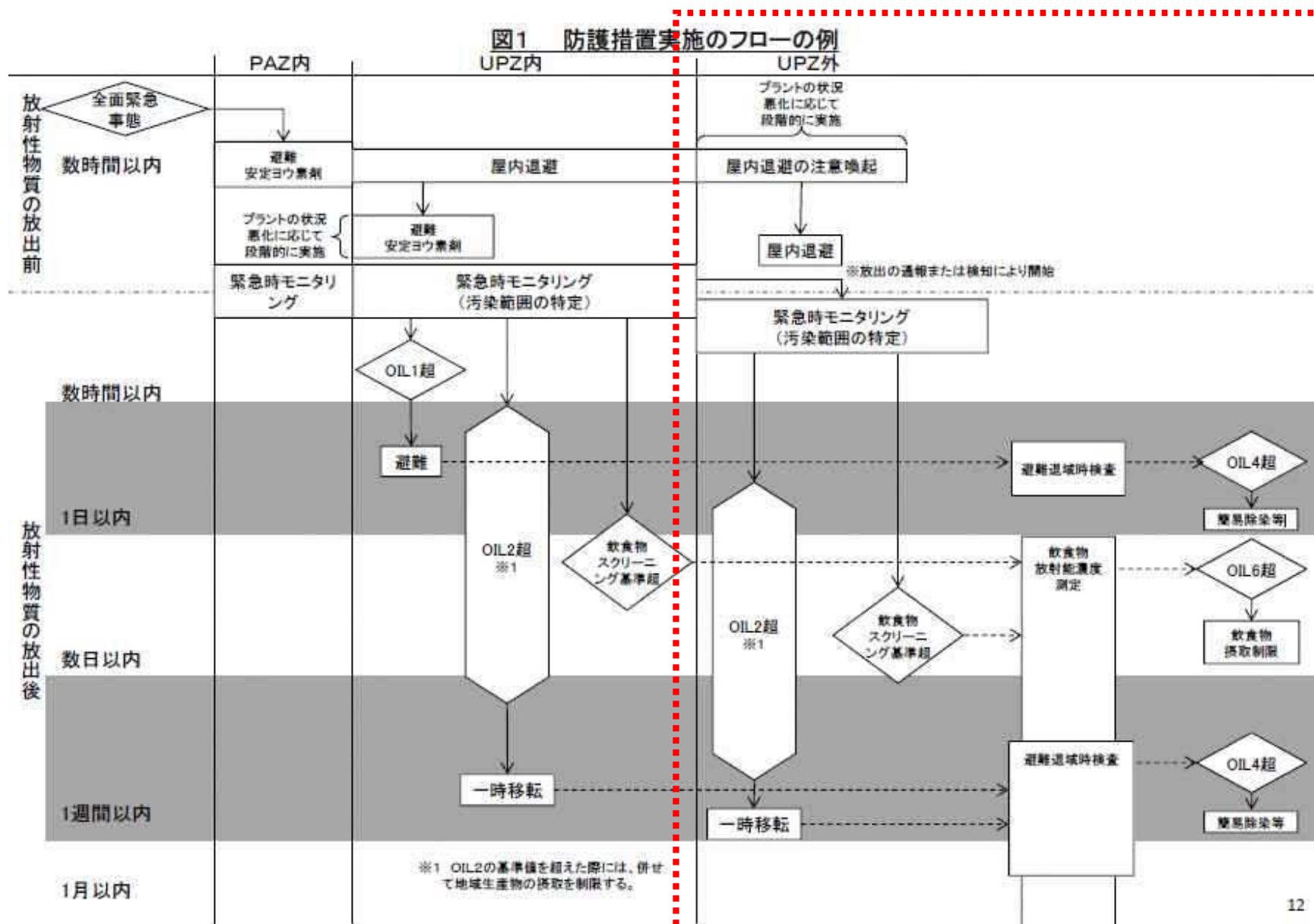
原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）抜粋

注) 本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			UPZ 外 (概ね 30km~)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
コロナウイルス感染症 飲食物に係る基準	O I L 1	原子力事業者	—	—	—	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		地方公共団体	—	—	—	【避難】 ・(近) 避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近) 地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	O I L 3	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	—
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	原子力事業者	—	—	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	原子力事業者	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・(近) 一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
						【一時移転】 ・(遠) 一時移転の受け入れを要請

O I L 6	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近) 地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・(近) 地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・(遠) 地方公共団体に一時移転の受入れを要請
	原子力事業者	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	—
	国	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	—

(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和4年4月6日)



(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和4年4月6日)

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>(⑪に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

- | | |
|--|--|
| <p>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など
委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | |
|--|--|

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となつた場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできること。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水www機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3 ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合は、5分間以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できること、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことの確認ができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。</p> <p>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

4 ナトリウム冷却型高速炉（3に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なE A Lの設定については、通報規則第7条第1号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1から3までに掲げる施設のE A Lの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

5 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できること。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

原子力災害対策計画編
第1章 第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

6 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

7 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 非常用交流母線状態が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となるが15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

原子力災害対策計画編
第1章 第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

8 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦ 安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 制御室が使用できなくなること。</p> <p>③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③ セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>④ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

原子力災害対策計画編
第1章 第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

9 原子炉の運転等のための施設（1から8までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>(③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和4年7月6日)

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000 Bq/kg 500 Bq/kg 10 Bq/kg 100 Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合はOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6 値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針令和4年7月6日』)

第2節 初動活動体制

災害応急対策では、初動対応がその後の防災対策の成否に大きく影響する。名古屋市における初動体制の確立のための基準及び計画は、次のとおりとする。

第1 防災活動体制及び配備種別

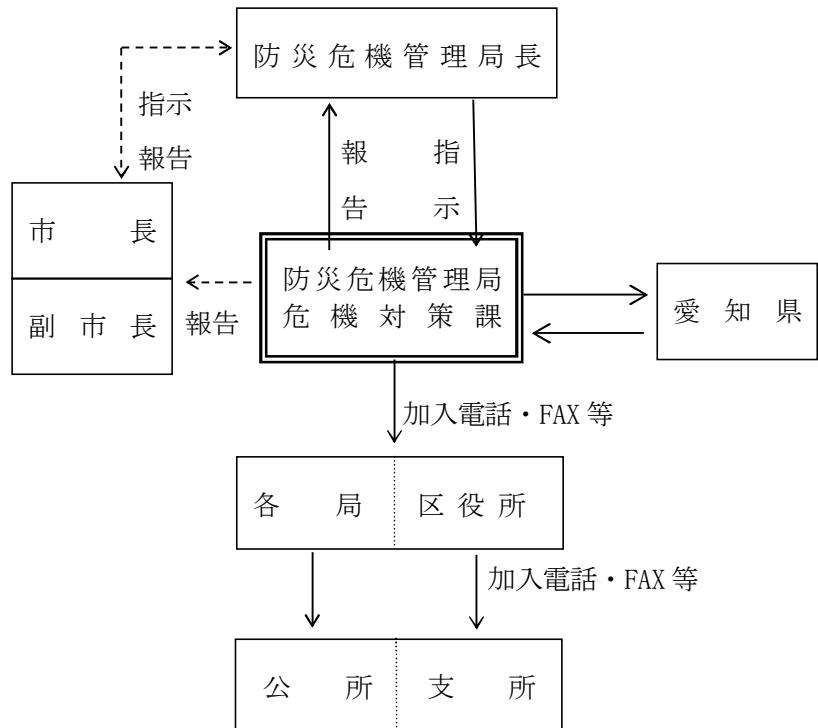
1 防災活動体制

原子力災害時等の体制及び伝達系統図については、次のとおりとする。

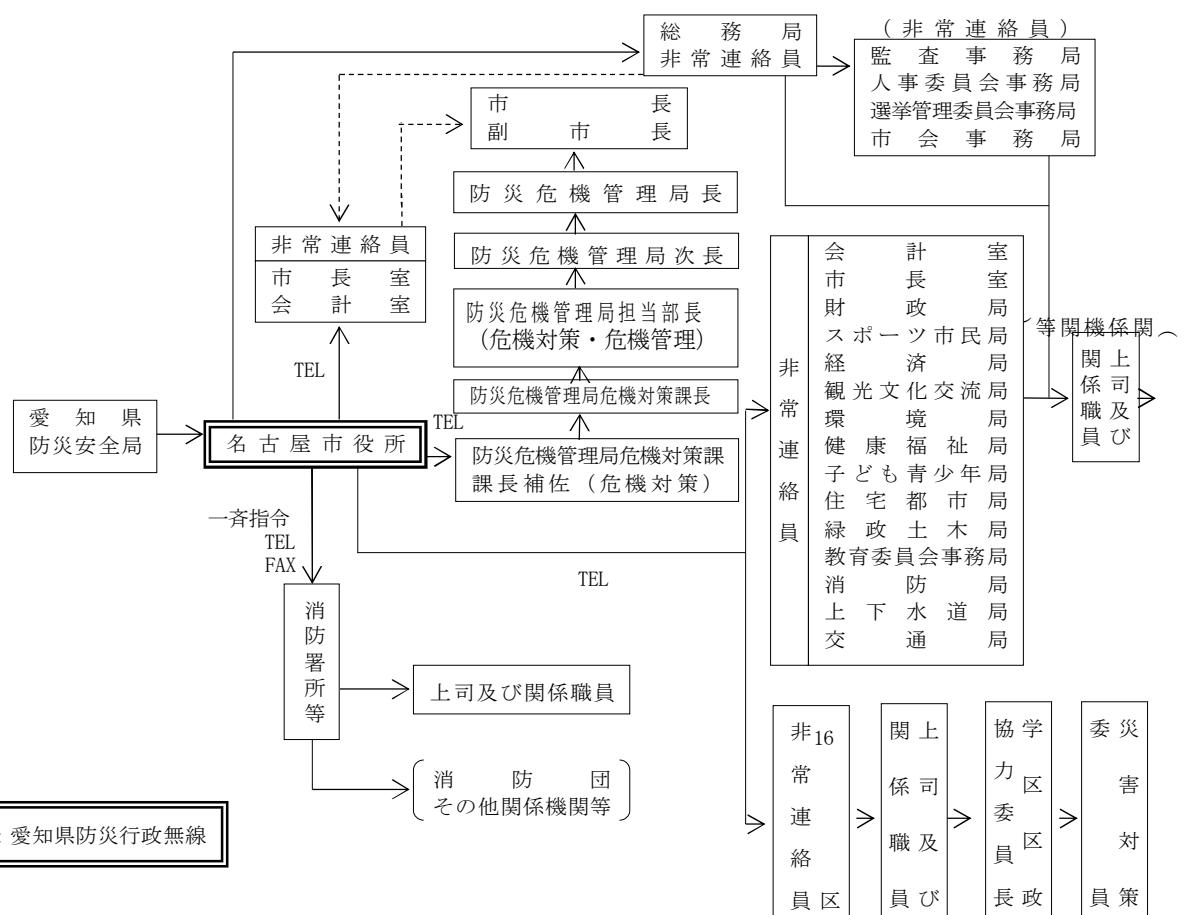
区分	内 容	事象等	設置本部等	配備種別
警戒体制	災害が発生する恐れがあり、災害の規模、態様又はその状況の推移が困難である場合で、今後の推移に特に注意を要するときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員により、応急対策活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制	共通編第1章第8節第1「2 原子力等災害」の表に記載されている原子力発電所等において、緊急事態区分（警戒事態又は施設敷地緊急事態）に該当する事象が発生した場合、または、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生した場合 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害警戒本部	第1非常配備
非常体制	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員又は職員全員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制	緊急事態区分（全面緊急事態）に該当する事象が発生した場合で市域に被害があると考えられる場合 原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害対策本部	第3非常配備
		原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本市に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	災害対策本部	第4非常配備

※ 参集に当たっては、放射線量に留意し、参集経路における放射線量が高く、人体に危険が生じる恐れがある場合は、無理に参集することは避け、屋内退避などの避難行動をとり、自身の被ばくを避けるよう努める。

平常勤務時における伝達系統図



夜間・休日時における伝達系統図



第2 原子力防災業務関係者の安全確保

- 1 市は、放射線防護資機材が不足する場合などの理由から放射線防護資機材が必要となった場合は、県に対して、放射線防護資機材保有機関からの資機材貸出しのあっせんを依頼する。
- 2 市は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。
また、必要に応じ、県へ防護対策に必要な情報の提供を依頼する。

第3 応援要請（職員の派遣要請）

- 1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）
災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。
なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対して、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。
- 2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）
災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、市長は、知事に対してあっせんを求めることができる。
また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、市長は知事に対し、あっせんを求めることがある。
- 4 応援要請の基準
市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。
＊災害の規模がきわめて甚大であり、応援が必要と考えられ、かつ、連絡がとれない場合には、他県から応援が派遣される場合がある。
 - (1) 各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
 - (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- 5 応援要請の方法
 - (1) 市長（本部長）は、本部員会議の協議に基づき、応援要請を決定する。その実施を本部幹事会議に指示する。
 - (2) 本部室事務局は、関係法令に定める応援要請の手続き方法に基づき、所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備

を伝達・指示する。

6 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動するものとする。

7 費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令に定めるところによる。

第4 受援班の設置

本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又はそれに相当する災害が発生した場合において、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長（本部長）は以下のとおり応援要請等を実施する。

1 災害対策本部に本部室事務局、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。

2 受援班は、市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への応援要請等、市全体の受援状況のとりまとめ等を行う。ただし、既に定められている受援に関する計画等に基づく応援や、各局室区の関係団体を介して行われる応援、各局室区における個別の協定に基づく応援については、各局室区が属する部において主体的に応援要請等を実施する。

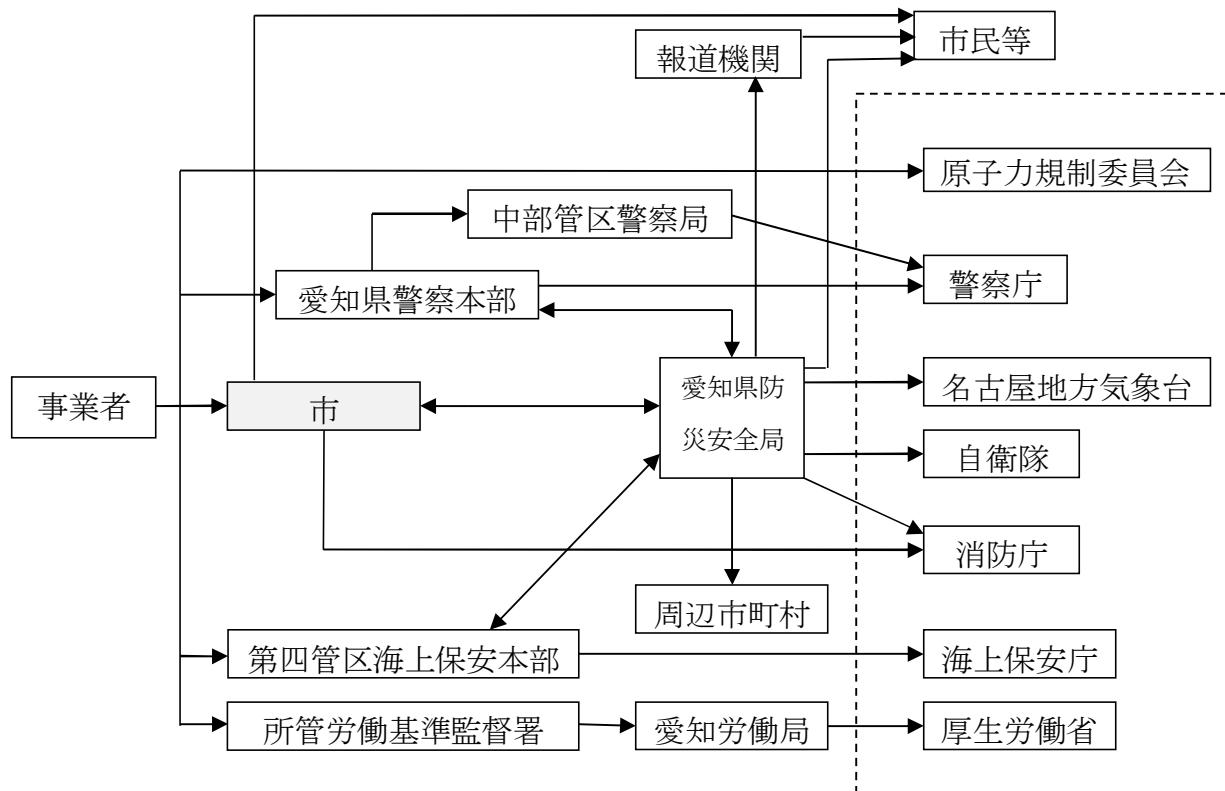
3 受援班は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 放射性同位元素取扱事業所等における 放射性物質災害発生時の応急対策

第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線災害が発生した場合は、直ちに所管労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市町村、消防機関等へ通報するものとする。
- 事業者は、1の事態が生じた場合、遅滞なく原子力規制委員会へ届出を行う。
- 愛知労働局は、事故等の発生の通報を受けた場合、厚生労働省への事故等の発生について直ちに通報する。
- 県警察は、事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。
- 中部管区警察局は、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。
- 第四管区海上保安本部は、事故等の発生を受けた場合、海上保安庁及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。
- 市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに報告する。
- 県は、県警察又は第四管区海上保安本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに周辺市町村及び国（消防庁）へ通報するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。
- 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



第2 放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

第3 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置

- 1 市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。
- 2 県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第4 消防活動（消火・救助・救急）

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第5 広報活動の実施

県、市及び県警察は、協同して住民等に対する広報活動を行うものとする。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第6 交通規制の実施

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

第7 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

市は、放射線防護資機材が不足する場合などの理由から放射線防護資機材が必要となった場合は、県に対して、放射線防護資機材保有機関からの資機材貸出しのあっせんを依頼する。

第8 環境放射線モニタリング等の実施と結果の公表

- 1 県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。
- 2 市は、関係機関が実施するモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて、可搬型測定機器を用いて空間放射線量率の測定を実施する。
測定結果は、関係機関で共有するとともに、市民に対して正確・迅速に提供を行う。
- 3 市は、海上でのモニタリングの必要性がある場合は、愛知県から第四管区海上保安本部に要請するよう依頼する。

なお、第四管区海上保安本部は、県知事からの要請に基づき、巡視船艇等により現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、必要な支援をするものとする。

第9 事業者に対する労働者退避等措置の指示

愛知労働局は、必要に応じ、事業者に対し、労働者の退避等を指示するものとする。

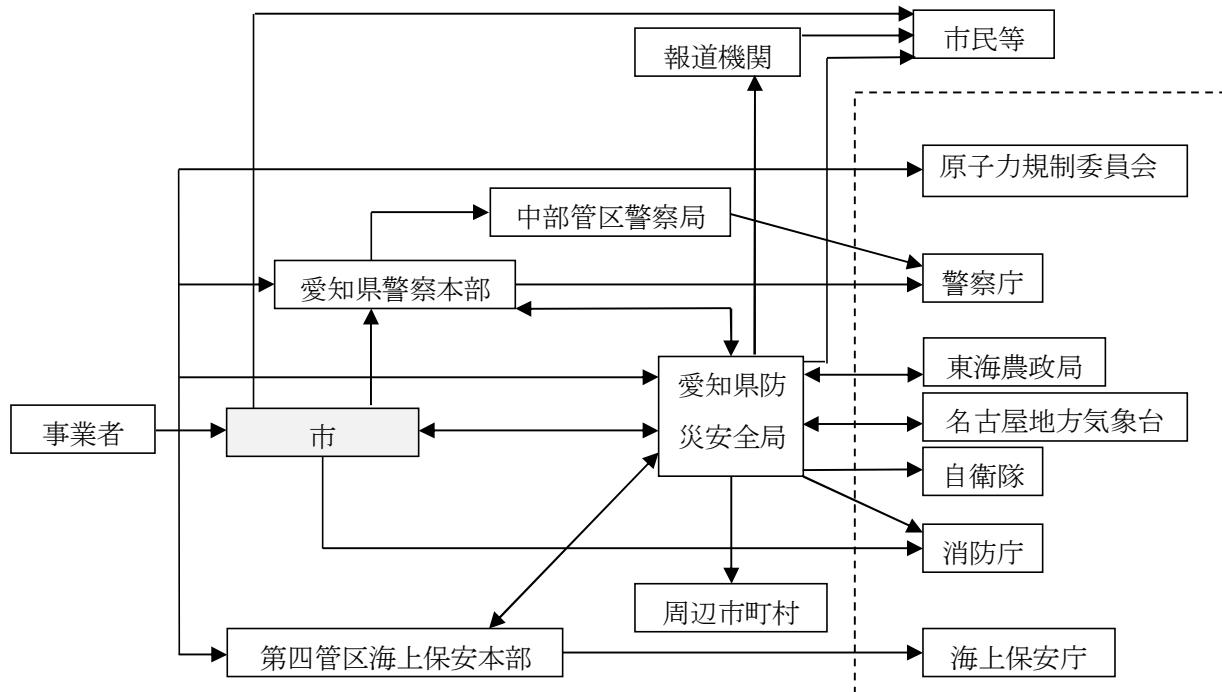
第10 医療関係活動

県及び市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置や、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策

第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制委員会に直ちに通報し、市町村、県、県警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。
- 市は、事業者から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。
- 県は、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努める。また、防災関係機関への情報伝達を行うとともに、周辺市町村に事故の概要及び対策等を連絡する。
- 県警察は、事業者から事故の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。
- 中部管区警察局は、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。
- 名古屋地方気象台は、事故の発生の連絡を受けた場合、放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報を県に提供するものとする。
- 東海農政局は、農業への影響に関する情報等の収集を行うとともに県関係機関に連絡する。
- 事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 放射線の測定、汚染の防止等

事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

第3 専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第4 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

- 1 県は、国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。
- 2 市は、関係機関が実施するモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて、可搬型測定機器を用いて空間放射線量率の測定を実施する。
測定結果は、関係機関で共有するとともに、市民に対して正確・迅速に提供を行う。
- 3 市は、海上でのモニタリングの必要性がある場合は、愛知県から第四管区海上保安本部に要請するよう依頼する。なお、第四管区海上保安本部は、県知事からの要請に基づき、巡視船艇等により現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

第5 原子力災害合同対策協議会への出席

市は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に関係職員を出席させ、情報収集や対策の調整を行う。

第6 屋内退避、避難指示

- 1 市長は、必要に応じて避難指示を行う。
また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。
- 2 県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民等の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。
- 3 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。
- 4 第四管区海上保安本部は、事業者と協力して、現場海域への入域制限、人命救助等の措置を実施する。

第7 市民等への的確な情報伝達

- 1 市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国、県、防災関係機関、事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

- 2 市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに応する。
- 3 第四管区海上保安本部は、周辺海域の在泊船、沿岸地域の県民等に対して、県及び市町村、関係機関と連携して情報提供を行う。

第8 医療関係活動

県及び市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置や、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第9 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第10 自衛隊への災害派遣要請等

- 1 市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、県知事に対して、部隊の派遣要請を依頼することができ、この場合、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

また、通信等の途絶により、前述の要求ができない場合には、市長は、同条第2項の規定により、自衛隊に通知することができる。なお、同条第1項及び第2項の規定により、自衛隊に通知したときは、同条第3項の規定により、速やかにその旨を県知事に通知する。

- 2 自衛隊は、災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他を行うものとする。

第11 汚染された食品等の流通防止

市は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の出荷自粛・流通制限の措置を行う。

食品衛生法に基づく、食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※ ¹
一般食品	100 ベクレル/kg
乳児用食品※ ²	50 ベクレル/kg
牛 乳※ ³	50 ベクレル/kg
飲 料 水	10 ベクレル/kg

※¹ 福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※² 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※³ 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第12 交通規制の実施

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

また、中部管区警察局は、広域交通規制の調整を行うものとする。

第13 輸送の確保

中部運輸局は、輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整、輸送機関の安全輸送確保等に関する指導、監督を行うものとする。

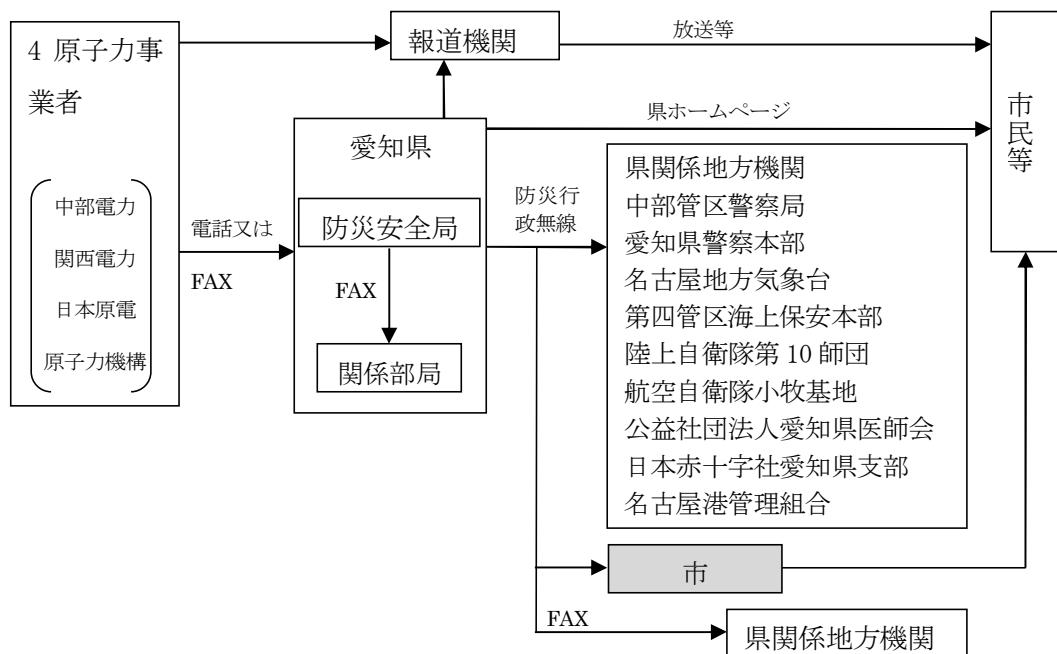
第14 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策

第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。
- 市は、県と4原子力事業者との各合意内容に基づく情報を県より収集する。
- 県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。
- 情報の伝達系統
 - 4原子力事業者の原子力発電所等において、各合意内容に規定する事項に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 緊急事態応急対策等の実施

- 4原子力事業者は、以下の緊急事態応急対策を行う。

- 1 通報連絡等
- 2 応急措置の実施
- 3 緊急事態応急対策

第3 活動体制の強化（アドバイザーへの協力要請）

市は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。併せて、原子力防災に関して国、県等の専門家から助言を得る体制を整備する。

第4 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

1 市は、国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリング結果や各地のモニタリングポストから得られる情報を収集し、拡散状況を把握する。併せて、市内の状況を把握するため、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定を実施するほか、可搬型測定機器を用いて、市内各所で空間放射線量率の測定を実施する。

また、国からの情報提供等により、本市にも放射性物質の拡散が予想される場合は、測定する地点数を増やす。その際、市民の安心・安全を確保するため、市民利用施設などの身近な場所における測定に努める。

大気浮遊じんや降下物、土壤、河川水、底質などの環境モニタリングについては、空間放射線量や残留放射能の状況等を監視しながら、継続的に実施する。

測定結果は、関係機関で共有するとともに、市民に対して正確・迅速に情報提供を行う。

2 市は、海上でのモニタリングの必要性がある場合は、愛知県から第四管区海上保安本部に要請するよう依頼する。

なお、第四管区海上保安本部は、県知事からの要請に基づき、巡視船艇等により現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、必要な支援をするものとする。

第5 水道水・飲料水・食品等の放射能濃度の測定

1 県は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。

2 市は、OILの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

3 本市の水道水への影響

(1) 本市の水道水は、取水した河川水（以下、「原水」という。）の濁りなどを沈でんさせ、その後ろ過するという工程で除去し、浄水処理されている。放射性セシウムは、水中で濁りの粒子に吸着した状態となっているため、濁りを除去することで高い除去率が得られ、浄水処理における濁度（濁り）管理によって99%の除去が可能である。

なお、放射性ヨウ素は水中の粒子に吸着されにくく、沈でん処理とろ過処理により10%、活性炭処理により30%の除去となり、処理に限界がある。

(2) 水源付近のモニタリングや定期測定の結果に異常がある場合には、その影響を予測するとともに緊急の臨時調査（木曽川上流の河川水、浄水場での原水及び浄水）を実施し、必要に応じて調査地点を増やすなど臨時調査を拡充する。また、水道水への影響が想定される場合には、浄水処理を強化し、放射性物質の監視を継続し、測定結果を公表する。

(3) 放射性物質の拡散が発生した場合には、臨時調査の結果を公表するとともに、浄水処理による放射性物質低減の限界を超えて、原子力災害対策指針の防護措置における飲食物摂取制限の規制値を超えるおそれがあるときは、飲料水の備蓄や水道水の摂取制限※について広報する。

※ 放射性物質を含む飲料水による被ばくを考慮して規制値が設定されており、飲用以外の生活用水には水道水の利用が可能であるため、飲用に限って制限する。

4 食品への対応

(1) 基本的な対応

ア 市内で生産される農畜産物の対応

市内全域において、地域及び品目ごとに市内で生産される農畜産物の検査を実施し、食品中に含まれている放射性物質の実態を把握する。把握後、基準値を超えた農畜産物を生産している地域の検査を重点的に実施し、検査結果によっては、出荷自粛・流通制限の措置を取り、原因追究・対策指導を実施する。

基準値を超えていなかった農畜産物も定期的に検査を実施する。

イ 市内を流通する食品の対応

市内を流通する食品については、事故発生地周辺で生産された食品を中心に検査を実施する。

(2) 市内で生産される農畜産物の検査方針

ア 市内を4地区※に分け、事故発生以降生産している農畜産物を中心に検査を実施する。

イ 基準値を超えた場合、その地区の基準値を超えた品目の検査を重点的に実施する。

ウ 上記に加え、他の品目についても継続的に検査を実施し、市内生産品に含まれる放射性物質の実態の把握を継続する。

【主な対象物】

市内で生産される主要な農畜産物

穀類(米類、その他の穀類)

果実類(柑橘類、ぶどう、柿、梅、その他果実類)

野菜類(ほうれん草、キャベツ、白菜などの葉菜類、きゅうり、トマトなどの果菜類、大根、

人参などの根菜類、玉ねぎ、ねぎ、ブロッコリー、その他の野菜)

その他(いも類、豆類等)

※ 市内4地区(農業委員会事務局の担当区域)

東部・緑(千種区・昭和区・瑞穂区・南区・緑区・名東区・天白区)

西部・守山(東区・北区・西区・中村区・中区・守山区)

中川(熱田区・中川区)

港(港区)

第6 市民等への的確な情報伝達

1 市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに

、国、県、防災関係機関、事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第7 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動
- ウ 区本部及び各区隊の広報車による広報活動
- エ 防災行政無線による広報活動
- オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- カ インターネット、ウェブサイトを活用した情報提供

(2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防機関等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(3) 県警察は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けその他防護活動を行うものとする。

2 広域避難活動

(1) 市は、国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難（以下、「広域避難」という。）を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、県に対しても避難先及び輸送ルートの調整依頼を行う。

(2) 市は、広域避難を行う場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、避難先の指定を行い、避難させる。

(3) 東海旅客鉄道株式会社等の各鉄道事業者は、県、市町村と連携し、避難者の輸送を行う。

(4) 自衛隊は、状況により県及び市町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

3 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置

県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8 医療関係活動

県及び市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置や、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第9 消防庁からの要請に基づく消防活動

市は、国又は県から消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊（特殊災害部隊等）の出動要請があった場合は、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

第10 放射性物質による汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

市は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策へ協力する。

第11 緊急輸送・交通の確保

1 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。
- (2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて県等に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
各種資機材	日本貨物鉄道株式会社 一般社団法人愛知県トラック協会 県警察（緊急輸送の支援、車両の先導等） 自衛隊
モニタリング要員	県警察（緊急輸送の支援、車両の先導等）
避難者等	自衛隊

2 緊急輸送の支援

- (1) 県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。
- (2) 県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

第12 水道水・飲料水・食品等の摂取制限等

1 水道水の摂取制限等

市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は浄水処理の強化によっても超えるおそれがあると認められるときは、飲用としての水道水の汲み置きや摂取制限を広報する。指標等を超えて生活用水としての水道水の利用が可能な場合は、供給を継続しつつ、飲用に限って制限を行う。

2 飲料水・食品等の摂取制限等

市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水、食品等の摂取制限等の必要な措置を行う。

3 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

4 汚染された食品等の流通防止

市は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。
食品衛生法に基づく、食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム ^{※1}
一般食品	100 ベクレル/kg
乳児用食品 ^{※2}	50 ベクレル/kg
牛 乳 ^{※3}	50 ベクレル/kg
飲 料 水	10 ベクレル/kg

※1 福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、基準値ではセシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第13 社会秩序の維持対策の実施

- 1 県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。
県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。
- 2 県は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

第14 風評被害等の影響の軽減

- 1 市は、原子力等災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、周辺市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- 2 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

第15 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第16 市外からの広域避難の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

市は、県及び県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携するとともに、県からの要請により次の対応を行う。

- (1) 市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

2 短期的な避難者の受入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

- (1) 県から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。
- (2) 上記(1)による受入れが困難な場合、県と協議を行い、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。

3 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、県及び避難元都道府県等と連携し、現に市内に在住する避難者又は市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 市は、避難者に関する情報を県へ伝達する。避難元都道府県は、避難者に関する情報を避難元市町村へ提供するよう努める。
- (3) 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。